

各 省 別	大正十二年 度 概 算		大正十一年 度 比 較	
	出	入	出	入
總計	1,350,000	1,482,000	△132,000	
經常部	987,000	941,000	△46,000	
臨時部	363,000	541,000	△177,000	
總計	1,350,000	1,482,000	△132,000	
內務省	1,000,000	1,100,000	△100,000	
文部省	800,000	850,000	△50,000	
農商省	500,000	550,000	△50,000	
逓信省	200,000	250,000	△50,000	
出 合 計	1,350,000	1,482,000	△132,000	

大正十二年 度 概 算 大正十一年 度 比 較

比較増減

△132,000

△46,000

△177,000

内務省 概算 概算 概算

逓信省 概算 概算 概算

農商省 概算 概算 概算

文部省 概算 概算 概算

臨時部 概算 概算 概算

經常部 概算 概算 概算

總計 概算 概算 概算

逓信省 概算 概算 概算

農商省 概算 概算 概算

文部省 概算 概算 概算

臨時部 概算 概算 概算

經常部 概算 概算 概算

總計 概算 概算 概算

逓信省 概算 概算 概算

農商省 概算 概算 概算

文部省 概算 概算 概算

臨時部 概算 概算 概算

經常部 概算 概算 概算

總計 概算 概算 概算

東亞同文會社... 1,000

代務省退管

△各管限ニ示シテ可ク成ク

其助減費	△六四〇〇〇
通家平賄賂	△八四〇〇〇
戸廻整理	△六五〇〇〇
軍需減少	△七二〇〇〇
(三) 遊蕩ノ主	△一〇〇〇〇
治水費	△一〇〇〇〇
養老費	△三〇〇〇〇
國費整理	△四二〇〇〇
(二) 飲酒ノ主	△一〇〇〇〇
出廻ノ出廻	△一〇〇〇〇
軍需	△一〇〇〇〇
...	...

行燈整理減
△三、六五〇
其他經費減
△三、八〇〇

差引減
△五、〇〇〇

内務省所管

治水事業費増
一、一〇〇〇

港灣改良費増
一、四九〇

北海道拓殖費増
一、二〇〇

其他増
三、三〇〇

行政整理減
△一、三五四〇

既定年割額減
△九、四六〇

其他經費減
△一、六〇〇

差引減
△七、〇〇〇

大藏省所管

國債整理基金繰入復活
四二、〇〇〇

...

國貨整理基金輸入部

四二〇〇〇

大縣管視管

差引增

△廿〇〇〇

其前項費

△一六〇〇

瑞家平開路費

△六四六〇

行刺運路費

△一三五四〇

其前項

三三〇〇

北新並新前費

一、二〇〇

新滿地身費

一、四〇〇

前水事業費

一、〇〇〇

內務省視管

差引增

△五〇〇〇

其前項費

△三八〇〇

前項以外ノ國債整理基金繰入

△二〇〇〇

恩給法改正ニ伴フ經費増

△三、六〇〇

諸拂戻及補填金増

△一、四〇〇

營繕費其他増

△一三、〇〇〇

行政整理減

△五、〇〇〇

既定年割額減

△三、四二〇

其他經費減

△九、五〇〇

差引增

四四〇〇〇

陸軍省所管

兵卒給料増加

△六三、〇〇〇

兵器充實費

△二一、〇〇〇

新營及修繕費其他

△一、四六〇

軍備縮少並ニ整理減

△二、三〇八〇

青島守備軍撤退減

△二〇、七〇〇

繼續事業繰延減

△六、〇七〇

得たノ資力ノ陸軍ニ於テ政府ニ付リ各有補者ニ支拂フニ

海軍省所管	
新艦船維持費増	△六〇〇〇
航空隊經費増	△二〇、〇〇〇
艦船改装費	△二、〇〇〇
軍需品整備費其他	△二、一五〇
行政整理減	△二、五〇〇
軍備縮少及繼續事業費繰延減	△四四、〇〇〇
既定年割額減	△六三、〇〇〇
其他經費減	△二一、〇〇〇
差引減	△一一九、〇〇〇
註軍備補充既定計畫改訂ノ結果補助艦建造費四六、〇〇〇、〇〇〇	
〇圓ノ追加アルモ他ニ主力艦建造費減アルヲ以テ單ニ經營	
ト見做シ増額中ニ計上セズ	

既定年割額減

差引減 △四七、〇〇〇

海軍省所管

新艦船維持費増	五九〇〇
航空隊經費増	一、二〇〇
艦船改装費	△三、〇〇〇
軍需品整備費其他	二、一五〇
行政整理減	△二、五〇〇
軍備縮少及繼續事業費繰延減	△四四、〇〇〇
既定年割額減	△六三、〇〇〇
其他經費減	△二一、〇〇〇
差引減	△一一九、〇〇〇

註軍備補充既定計畫改訂ノ結果補助艦建造費四六、〇〇〇、〇〇〇
 〇圓ノ追加アルモ他ニ主力艦建造費減アルヲ以テ單ニ經營
 ト見做シ増額中ニ計上セズ

得タル資力ノ限度ニ於テ政府ニ付リ各有權者ニ支拂フニ

總計額實二〇八高等諸學對除運籌經費計
一八五〇

(一) 具部費八二〇〇〇〇〇圓共一三六六〇
高等諸學對除運籌經費計 運籌經費對學務費計二〇八〇〇〇〇

各大學官辦學對除立憲經費
東京、東京、東北、大阪大學津營費計 一六〇〇
三〇〇〇〇

文部省預算
三〇〇〇〇

文部省預算

差引減
△三〇〇〇

其餘經費計
△六〇〇

總計平階諸費
△四〇〇

計運籌經費
△一、廿六〇

既撥預算經費
五二〇

既事補給並前計二〇八〇〇〇
四八〇

第二高等學校移轉費其他
△一、三三〇

行政整理減
△一、七二〇

既定年割額減
△三、二〇〇

繼續專業費繰延
△九〇〇

其他經費減
△五、二〇〇

差引增
二八、〇〇〇

農商務省所管
△二、七三〇

森林費增
二、四三〇

治水事業費增
一、〇〇〇

生絲検査所擴張費
三、〇〇〇

冷蔵設備獎勵其他獎勵補助增
一、三〇〇

製鐵所擴張費增其他
二、四七〇

行政整理減
△四、四〇〇

既定年割額減
△一、四七〇

和久ノ資料ノ附屬ニ於テ運庫ニ付リ各有所著ニ支拂

海軍省所管	△一、四〇〇
行政整理費	△四、四〇〇
農商省所管	△二、四〇〇
主給給査視察費	△一、三〇〇
治水事業費	△二、〇〇〇
森林費	△一、〇〇〇
農商省所管	△二、四〇〇
差引	△二、八〇〇

其他經費減	△五、四〇〇
其助費	△五、二〇〇
鐵道專業費	△六、〇〇〇
海軍省所管	△三、二〇〇
行政整理費	△一、四〇〇
其他經費減	△一、三〇〇

其他經費減	△五、四〇〇
差引	△二、〇〇〇

遞信省所管	△二、九〇〇
航空補助	△一、〇〇〇
大無線電信網施設費	△二、〇〇〇
局舎修繕費其他	△二、七五〇
行政整理減	△六、〇〇〇
其他經費減	△二、三〇〇

上記ノ外内務省所管社會局ノ施設費、災害復舊費
 司法省所管陪審法施行ニ關スル經費
 農商省所管小作調停法實施ニ關スル經費、餉子漁港修築
 費補助
 陸海軍省所管軍備縮少ニ伴フ退職手當、軍艦解體費等二千
 餘萬圓ノ歳出増加ニシテ追加増算トナルモノアルカ如シ

得タル資力ノ限ニ於テ政府ニ付リ各府省ニ支拂ハス

歳入

目

租税收入
 印紙收入
 官業及官有財産收入
 其他
 計
 普通收入
 公債金
 臨時部
 前年度繰入金
 計
 歳入總計

大正十二年度豫算	大正十一年度決定豫算	比較増減
720,000,000	734,000,000	14,000,000
80,000,000	83,000,000	3,000,000
357,000,000	348,000,000	9,000,000
79,000,000	79,000,000	0
1,236,000,000	1,244,000,000	8,000,000
30,000,000	59,000,000	29,000,000
30,000,000	55,000,000	25,000,000
54,000,000	24,000,000	70,000,000
114,000,000	238,000,000	124,000,000
1,350,000,000	1,482,000,000	132,000,000

得タル資力ノ限度ニ於テ政府ニ代リ各有權者ニ支拂フコト

(註) a 内譯 電話事業公債 23,590,000 円 電信事業公債 6,570,000 円 = 以上 従来
 公債財源 = コレ 諸學校創設擴張費及道路改良費、十二年度 = 於テ一般財源、
 = コレトナリ

以上、外、鉄道其他 = 於テ一億二千萬円内外、公債募集ル見込ナリ

租税收入ハ

所得税法改正 = コレ 増收 5,700,000
(保合會社留保金課税及銀行預金
 (利子第二種課税(貯蓄預金)控除))
 其他税法整理 = コレ 増收 5,80,000.
 營業税法改正 = コレ 減收 19,000,000
 印紙税法改正 = コレ 減收 600,000
 石油消費税法改正 = コレ 減收 880,000
 差引收入 減 14,300,000

c 郵便電信電話收入 於テ三千七百萬円内外、減少見込ナリ也
 新銀貨鑄造 = 伴テ造幣局益金繰入ノ計畫 = ヨリ 結局九百萬円内外、
 増加トナル見込ナリ

歳	出	比較増減	
經 常 部	大正十一年度豫算概算 987,000,000	大正十一年度決定豫算 941,000,000	46,000,000
臨 時 部	363,000,000	540,000,000	177,000,000
總 計	1,350,000,000	1,482,000,000	132,000,000

得タル資力ノ限度ニ於テ政府ニ代リ各有權者ニ支拂フコト

類別	大正十一年度 決定豫算	大正十二年度 豫算	比較増減	増減	
				増	減
皇室費	4,500,000	4,500,000	0	0	0
外務省所管	20,000,000	25,500,000	5,500,000	2,000,000	7,000,000
内務省	115,000,000	122,000,000	7,000,000	17,000,000	24,000,000
大藏省	313,000,000	269,000,000	44,000,000	62,000,000	18,000,000
陸軍省	205,000,000	242,000,000	47,000,000	5,000,000	52,000,000
海軍省	276,000,000	395,000,000	119,000,000	11,000,000	130,000,000
司法省	29,000,000	31,000,000	2,000,000	1,000,000	3,000,000
文部省	86,000,000	88,000,000	2,000,000	39,000,000	11,000,000
農商務省	50,000,000	52,000,000	2,000,000	9,000,000	11,000,000
逓信省	248,000,000	270,000,000	22,000,000	6,000,000	28,000,000
歳出合計	1,330,000,000	1,489,000,000	159,000,000	162,000,000	284,000,000

各省所管別

(註) (1) 十一年度豫算額に追加豫算ヲ併算シ且ツ官制改正ノ結果十二年度ニ於テ陸軍省ヨリ他ニ移管セラルル陸軍院、航空局、馬政司ニ關シ經費ノ比較ノ便宜上假シテ十一年度分各省間ニ取捨ヲ施セリ

(2) 増額ノ主ナルモ

- 国債整理基金繰入復活 42,000,000
- 義務教育費回軍負担額増加 30,000,000
- 治水費増加 11,000,000

(3) 減額ノ主ナルモ

- 軍備縮小及整理並ニ總費繰延減 71,000,000
- 行政整理及總費繰延減 65,000,000
- 既定年割額減 84,000,000
- 其他經費減 64,000,000

之ヲ合計別ニ示セハ下ノ如シ

得タル資力ノ限度ニ於テ政府ニ代リ各有權者ニ支拂フコト

外務省所管

羅馬法皇廳 外交代表者駐派費, 青島領事館新設費
 東亞同文會事業費增, 在外鮮人保護取締 其他計
 行政整理 減 1,900,000
 其他經費 減 3,650,000
 差引 減 5,000,000

内務省所管

治水事業費 增 11,000,000
 濠灣改良費 增 1,490,000
 北海道拓殖費 增 1,200,000
 其他 增 3,300,000
 行政整理 減 13,540,000
 既定年割額 減 2,460,000

其他經費 減

差引 減

1,600,000

7,000,000

大藏省所管

國債整理基金繰入復治 42,000,000
 前項以外國債整理基金繰入 2,000,000
 恩給法改正に伴フ經費增 3,600,000
 諸拂欠及補填金 增 1,400,000
 營繕費 其他 增 3,000,000
 行政整理 減 5,000,000
 既定年割額 減 3,420,000
 其他經費 減 9,500,000

差引

44,000,000

陸軍省所管

得タル資力ノ限度ニ於テ政府ニ代リ各有權者ニ支拂フコト

兵卒給料増加	2,000,000
兵器充實費	2,000,000
新營及修繕費其他	1,460,000
軍備縮少並=整理減	23,080,000
青島軍備軍撤退減	20,700,000
繼續事業繰延減	6,070,000
既定年割額減	3,180,000
差引減	47,000,000

海軍省所管

新艦船維持費増	5,900,000
航空隊經費増	1,200,000
艦公改裝費	2,000,000
軍需品整備費其他	2,150,000

行政整理減	2,500,000
軍備縮少及繼續事業費繰延減	44,000,000
既定年割額減	63,000,000
其他經費減	21,000,000
差引減	119,000,000

註 軍備補充既定計畫改訂の結果補助艦建造費46,000,000円
追加カレ他=主力艦建造費減カレ以テ軍=組替ト見做シ増額中=計上
セ入

司法省所管

刑事訴訟法施行=伴フ經費	480,000
刑務所改築費	520,000
行政整理減	1,790,000
既定年割額減	400,000

得タル資力ノ限度ニ於テ政府ニ代リ各有權者ニ支拂フコト

其他經費減 差 引 減 900,000
2,000,000

文部省所管

義務教育費 國庫負担額 增 30,000,000
 東京京都東北九州大學新營費 增 1,600,000
 既定計畫=311航空研究所 東京天文台 金屬材料
 研究所 各大學直轄學校創設擴張費 1,230,000
 高等諸學校機關擴張整備及直轄學校學科增設
 特別經費 (但果樹費 2,000,000円共) 3,670,000
 物價騰貴=311高等諸學校創設擴張費追加 1,850,000
 第二高等學校移轉費其他 1,330,000
 行政整理 減 1,720,000
 既定年割額 減 3,200,000

繼續事業費 繰延 900,000
 其他經費 減 5,200,000
 差 引 增 28,000,000

農商務省所管

森林費 增 2,430,000
 治水事業費 增 1,000,000
 生絲検査所擴張費 2,000,000
 冷蔵設備獎勵其他獎勵補助 增 1,300,000
 製鉄所擴張費 增 其他 2,470,000
 行政整理 減 4,400,000
 既定年割額 減 1,470,000
 其他經費 減 5,400,000
 差 引 減 2,000,000

得タル資力ノ限度ニ於テ政府ニ代リ各有權者ニ支拂フコト

逓信省所管

航路補助	増
無線電信網施設費	2,990,000
局舎修繕費	1,000,000
其他	2,000,000
行政整理	27,500,000
其他經費	600,000
減	
差引	22,000,000

上記外 内務省所管社會局施設費、災害復舊費、司法省所管陪審法施行に關する經費、農商務省所管小作調停法實施に關する經費、海子漁港修築費補助、陸海軍省所管軍備縮小に伴ふ退職手当、軍艦解體費等二千餘萬円、或は増加に付追加豫算トナルカレバ如シ

得タル資力ノ限度ニ於テ政府ニ代リ各有權者ニ支拂フコト

(一) 継続事業費、其年度に於ける年額、其總額並に
年度割額、只参考資料トシテ添付セシムル事

往來ト長將來ニ至ル既定年額、何等ノ價值アルコトヲ不若年度毎ニ
財政経済其他ノ事情ノ変動ヨリ將來ニ至ル既定年額ヲ變更シ又ニ
當初ノ見核額ニ對シ追加増額スルヲ常トス

ニ、税制整理

二、剩餘金ハ公債償還資源トスルニ方針トシ時ニ減税方策ヲ施シ
ル為メハ一時補填資源トスルノ便法ヲ設ケル事

三、剩餘金中ニ當ル前年度事業遂行ノ為メ後年度ニ於テ支出スヘキ
費用ヲ以テ之レハ特種ノ除外スルコトヲ要ス

此ノ外ニ於テ之レハ何等ノ除外スルコトヲ要ス
又、前年度ノ事業遂行ノ為メ後年度ニ於テ支出スヘキ
費用ヲ以テ之レハ特種ノ除外スルコトヲ要ス

一、一九一九年四月十七日ノ法律ニ依リ各債權利者ニ交付スヘキ全財産
ニ對スル賠償金ノ全部若クハ一部ト同賠償金ニ對スル利息トヲ會社ノ
得タル資力ノ限度ニ於テ政府ニ代リ各有權者ニ支拂フコト

十二年度特別會計款

實金部 三〇、九六八、〇〇〇
其他 三、八九、九五〇、〇〇〇
計 三三、〇九〇、九三〇、〇〇〇

一 實金部ハ右其特別會計ニ對シ一般會計ヨリ補助スル事ナリシテ右自給
自足セシムル方針ヲ爲メ設ケタルモノニシテ現在ニ於テハ預金部ノ預金又ハ公債
ニヨリ利殖ヲ圖ツワアリ

之等實金部ノ一會計トシ内容ニ於テ區分セリ可トヘシ公債實部トモ、毎年
度一般會計ノ補助金ヲ増加スルノ結果トシ尤モ右會計ノ一般會計ニ
係合スル事ヲ得ハ實金部ノ餘裕ハ公債償還資材トスルモ可リ
一 軍艦水雷艇補充基金ハ既ニ廢止セリ(右四年年限リ)

一 一九一九年四月十七日ノ法律ニ依リ各債權者ニ交付スヘキ全財産
ニ對スル賠償金ノ全部若クハ一部ト同賠償金ニ對スル利息トヲ會社ノ
得タル資力ノ限度ニ於テ政府ニ代リ各有權者ニ支拂フコト

一、預金部ニ保管金及供託金等已入ノ寄託金ヲ包含シ且ツ

公債金特別會計、帝國鐵道特別會計、賠償金特別會計

未發給給調節特別會計、臨時國庫証券收入金特別會計、國債整理基

金特別會計、商船定期保險特別會計積立金、同會計餘格金。

等ノ各會計餘格金ヲ收入ス

一、資金部會計ノ全額ハ國庫ヨリ撥充支生スルモノハナシ各學校ヲ於ケル

寄附金所有財産ヨリ生ズル收入及若年課ノ收入支生差引剩餘金ヲ預

金ニ入ルモノナリ

ト一、一九一九年四月十七日ノ法律ニ依リ各債權利者ニ交付スヘキ全財産

ニ對スル賠償金ノ全部若クハ一部ト同賠償金ニ對スル利息トヲ會社ノ

得タル資力ノ限度ニ於テ政府ニ代リ各有權者ニ支拂フコト

外務省所管：併合スヘキ也

一、在外國帝國專管居留地

一、對支文化事業

在外國帝國專管居留地收入一般會計ノ收入トシテ歳出ハ右ニ特別會計對シ
右適當ノ款項目ヲ以テ整理ス

逓信省：併合スヘキ也

帝國鐵道

鐵道ノ控テ一般會計トシテ整理シタル事ナリ

組織ハ

- (一) 一九一九年四月十七日ノ法律ニ依リ各求償權利者ニ交付スヘキ全財産
- ニ對スル賠償金ノ全部若クハ一部ト同賠償金ニ對スル利息トヲ會社ノ
- 得タル資力ノ限度ニ於テ政府ニ代リ各有權者ニ支拂フコト

内務省所管之任合スルモノ

一、朝鮮總督府 一、朝鮮醫院及捕生院

一、臺灣總督府 (台湾官設鉄道用員會計ノ廢止)

一、関東廳

一、樺太廳

一、南洋廳

右ノ各特會計及ノ一般會計及ノ一般會計及ノ臨時部ノ兩部内ニハ各右ノ
特別會計及ノ地名ノ及ノ款項ヲ設ケ又及ノ臨時部ノ兩部内ニ
殖民地名ノ款項自ラ設ケテ整理ス

組織ハ

- (一) 一九一九年四月十七日ノ法律ニ依リ各求償權利者ニ交付スヘキ全財産
- ニ對スル賠償金ノ全部若クハ一部ト同賠償金ニ對スル利息トヲ會社ノ
- 得タル資力ノ限度ニ於テ政府ニ代リ各有權者ニ支拂フコト

陸軍省所管之組合スヘキ也

陸軍造兵廠

造兵材料

現今兵益糧秣、大葉等、製造ハ一般會計ニシテ整理セル為メ之做フ

海軍省所管之組合スヘキ也

一 海軍工廠資金

一 海軍大葉廠

一 海軍燃料廠

陸軍陸軍省ノ兵益、糧秣、大葉、燃料等ノ收支、做ヒ賣却代金、官
有拂下ノ款、多ク整理シ歲中、右各處ノ整理ヲ設ケ整理ス

組織ハ

(一) 一九一九年四月十七日ノ法律ニ依リ各求償權利者ニ交付スヘキ全財産

ニ對スル賠償金ノ全部若クハ一部ト同賠償金ニ對スル利息トヲ會社ノ

得タル資力ノ限度ニ於テ政府ニ代リ各有權者ニ支拂フコト

細 編 八

(一) 一九一九年四月十七日ノ法律ニ依リ各求償權利者ニ交付スヘキ全財産
 ニ對スル賠償金ノ全部若クハ一部ト同賠償金ニ對スル利息トヲ會社ノ
 得タル資力ノ限度ニ於テ政府ニ代リ各有權者ニ支拂フコト

- 文部省所管ニ係合スルモノ
- 一 東京帝國大學
 - 一 京部
 - 一 東北
 - 一 九州
 - 一 北海道
 - 一 官立大學
 - 一 學校及圖書被
 - 一 一般入^海入^海石^石ノ^ノ設^設ケ^ケ又^又蔵^蔵出^出ヲ^ヲ於^於テ^テ石^石ノ^ノ款^款ノ^ノ下^下ニ^ニ石^石ノ^ノ頂^頂ヲ^ヲ設^設ケ^ケテ^テ整^整理^理ス

東京帝國大學
 京部
 東北
 九州
 北海道
 官立大學
 學校及圖書被
 一般入海入石ノ設ケ又蔵出ヲ於テ石ノ款ノ下ニ石ノ頂ヲ設ケテ整理ス

農商務省所管之組合ニハキモ

一 農林部
一 農林部
一 農林部
一 農林部
一 農林部
一 農林部
一 農林部
一 農林部
一 農林部
一 農林部

一 農林部
一 農林部
一 農林部
一 農林部
一 農林部
一 農林部
一 農林部
一 農林部
一 農林部
一 農林部

一 道務局

一 印刷局

一 專賣局

一 4位製鐵所

一 製鉄所

一 米穀需給調節

一 農林部
一 農林部
一 農林部
一 農林部
一 農林部
一 農林部
一 農林部
一 農林部
一 農林部
一 農林部

組織ハ

- (一) 一九一九年四月十七日ノ法律ニ依リ各求償權利者ニ交付スヘキ全財産
- ニ對スル賠償金ノ全部若クハ一部ト同賠償金ニ對スル利息トヲ會社ノ
- 得タル資力ノ限度ニ於テ政府ニ代リ各有權者ニ支拂フコト

新設募集に右所要會計へ移換するより前係上ノ會計迄也

一 公債金

一 大藏省預金利子

一 陸軍官給費補充資金

一 台湾官設鉄道用品

一 公債金

一 大藏省預金利子

一 陸軍官給費補充資金

一 台湾官設鉄道用品

新設募集に右所要會計へ移換するより前係上ノ會計迄也

(一) 概會計ヨリ預金利子ノ前償ノ受ルルモノニカ整理係上ノ單名目ノ一ノ會計ナリ

陸軍ノ一ニ存スル所ニテテ區畫其他ノ賦入トシ陸軍ノ經費ノ亦ノ保存スル會計ナリ

鐵道材料ヲ收支スル會計

預金部特別會計ニ存続ス

簡易生命保險 教育基金ニ之ヲ廢止シ預金部ニ統合シ簡易生

命ニ其收支ノ郵便貯金ノ取扱ニ準シ教育基金ノ科目ノ預金部ニ設ケテ整理

又其他預金部(主トシテ大学及学校)モ同新

組織ハ

(一) 一九一九年四月十七日ノ法律ニ依リ各求償權利者ニ交付スヘキ全財産

ニ對スル賠償金ノ全部若クハ一部ト同賠償金ニ對スル利息トヲ會社ノ

得タル資力ノ限度ニ於テ政府ニ代リ各有權者ニ支拂フコト

佛國ノ戰害復舊助成金融會社

佛國ニテハ一九一九年四月十七日法律ヲ以テ國民ノ被ムレル戰害ニシテ國家ノ賠償スヘキモノノ範圍求債權利者ノ種類等ヲ規定セシカ同十月十一日更ニ賠償金支拂ノ衝ニ當ル補助的財政機關ノ設置ニ關スル法律即チ戰害復舊助成金融會社法ヲ發布シタリ今同法並ニ同法ヲ以テ確認シタル政府金融會社間ノ契約書等ニ依リ同社業務組織ノ大要ヲ記ストキハ次ノ如シ

金融會社ハ株式會社ニシテ其理事長及理事ハ重役會ノ上申ニ基キ大藏大臣ノ副署セル大統領令ニテ任命セラルベク又會社ノ定款及定款ノ變更ハ參事院令ニ依リ認可セラレタル上ニテ始メテ確定スルノ規定ナリ

(業務) 會社ハ自社ノ資本金、單獨ノ責任ヲ以テ發行スル債券ノ資本並ニ諸種積立金(政府トノ契約ニ基キ設定セル特別準備金ヲ除キ)ノ貸出ヲナスハ自由ナレドモ特殊金融機關トシテ法律ニ依リ命セラレタル業務並ニ其組織ハ

- (一) 一九一九年四月十七日ノ法律ニ依リ各求債權利者ニ交付スヘキ全財産ニ對スル賠償金ノ全部若クハ一部ト同賠償金ニ對スル利息トヲ會社ノ得タル資力ノ限度ニ於テ政府ニ代リ各有權者ニ支拂フコト

Handwritten notes in Japanese, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is written in cursive and includes various characters and symbols, some of which appear to be numbers and dates, such as '一九一九年' and '四月十七日'. The notes are organized into several columns and rows, with some lines starting with '一' (one) and others with '二' (two). The handwriting is somewhat faded and difficult to read in detail.

(二) 同法第五條並ニ第四十四條規定ノ廿五ヶ年以内ノ戰害復舊費補充貸付金ノ全部又ハ一部ヲ會社ノ得タル資力ノ限度ニ於テ政府ニ代ハリ貸付クルコト(以下假ニ本項ノ貸付ヲ指シテ長期貸付ト稱ス)

(三) 佛國內ニ於テ佛國人ノ有ニ係ル商工業ノ新設、擴張、進行ヲ助クル爲メ總額五億法ヲ限度トシ三年以上十ヶ年以内ノ貸付ヲナスコト(以下假ニ本項ノ貸付ヲ指シテ短期貸付ト稱ス)

(四) 右ノ業務ニ必要ノ資金ヲ得ル爲メ債券ヲ發行スルコト(特典、制限其他)金融會社カ上記特定ノ業務ヲ營ムカ爲メニ發行スル債券ニハ償還ノ際富籤又ハ割増金ヲ附與スルコトヲ得但シ發行ニ付テハ大藏大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要シ又發行ノ方法ニ付テ同大臣之ヲ定ム

右債券ハ無能力者、公共團體、公共營造物其他ノ資金ノ管理者ニシテ其資金ヲ國債ニ放資スルコトヲ許サレ又ハ放資スルノ義務アル個人及集合体ノ放資物トナスコトヲ得
右債券ハ其元利金支拂ノ爲メ政府ノ金融會社ニ支拂フ年賦金ニ對スル優先權ヲ以テ擔保セラル

前項ノ年賦金ハ政府カ會社ニ認可シ發行セシメタル債券ノ元利、富籤並ニ割増金等ノ實費ノ外ニ營業費トシテ當初十年ハ毎年二厘五毛、其後ハ毎年一厘二毛五糸ヲ加算シタルモノニテ年々歲出豫算ニ計上セラレ、債券ノ利拂又ハ償還期日十五日前政府之ヲ會社ニ支拂フ

會社カ擔保附債券即チ政府ノ年賦金ヲ擔保トスル債券ノ發行ニ依リ吸集シタル資金ハ入金後十五日內ニ國庫ニ拂込ミ之ヲ賠償金拂渡又ハ貸付金ニ充ツル迄無利息ニテ預入レ置クコトヲ要ス尤モ會社ノ運轉資金トシテ要スル最少限度壹千萬法ハ其手許ニ存置スルコトヲ得會社ト戰害求債權利者トノ間ニ法律所定ノ賠償金若クハ貸付金ノ歸屬、支拂若クハ償還ヲ證明スル爲メニ締結スル契約證書及業務上政府トノ間ニ締結スル證書ニハ印紙稅、登錄稅其他ノ稅ヲ免ス

會社カ本法及本法ニ依リ確認セラレタル會社政府間ノ契約ニ基キ實行シタル貸付金ノ償還ニ付テハ會社ハ政府ニ代位シ一九一九年四月十七日ノ法律第五條ニ依リ政府ニ與ヘラレタル佛民法第二一〇三條ノ先取權ヲ行使スルコトヲ得

(貸付利率) 貸付利率ハ會社重役會之ヲ定ム然レトモ利率ハ手數料ヲ加ヘ

利率決定當時ニ於ケル流通債券ノ利息、割増金、富籤等ヲ合シタル實費歩合ヲ超ユルコト一分以内タルヲ要ス
短期ノ貸付金ハ會社定款及大藏大臣ノ認可ヲ經タル内規新定ノ條件ニ依リ會社自己ノ責任ヲ以テ實行スルモノトス
長期貸付ノ利息ニ八年一分以内ノ賦課金ヲ併セ徵集スルコトヲ得此賦課金ハ一半ヲ損失補填準備金トシ一半ヲ會社重役會ノ隨意ニ使用セシム
長期貸付金ノ償還ヲ受ケタルトキハ會社ハ入金後十五日内ニ之ヲ國庫ニ拂込ムカ又ハA特別勘定ニ組込ムヘシ
短期貸付金ノ償還ヲ受ケタルトキモ亦右ト同一ノ期間内ニ之ヲ國庫ニ拂込ムカ又ハB特別勘定ニ組込ムヘシ尤モ會社カ再ヒ之ヲ短期貸付ニ充用センコトヲ請求セハ國庫ハ之ヲ許可スベキモ第三十年目以降八年額貳千五百萬法ノ割ヲ以テ確定的ニ國庫ニ償還スルヲ要ス
長期貸付金ニ對スル利子ノ支拂ヲ受ケタルトキハ利子中ニ賦課金ヲ含メルトキハ之ヲ控除シ純利子額ヲ入金後十五日内ニ國庫ニ拂込ムカ又ハ之ヲC特別勘定ニ組込ムベシ

右ABCノ各特別勘定ニ組込ミタル資金ハ組入後六日目ヨリ政府ノ爲メニ利子ヲ生ス其利子歩合ハ大藏大臣之ヲ定ム而シテ之等特別勘定ハ半期毎ニ決算ヲナシ殘元金ト利子トヲ國庫ニ拂込ムヲ要ス
短期貸付金ノ全部完済ニ至ルマテノ間政府ハ會社定款所定ノ條件ニ依リ必要ノ控除ヲナシタル上其殘益ヲ會社ト折半ス尤モ右政府ノ得分ハ會社ト政府ノ契約ニ依リ設定セル特別準備金カ長期貸付金總額ノ三割ニ達スル迄ハ此準備金中ニ組入レラルヘシ
長期貸付ニ充用スル資金ハ遲クモ五十年ノ終ニ會社之レカ全部ヲ國庫ニ拂込ムカ又ハ國庫ノ勘定ニ組入ルヘキモノトス
政府會社間ノ契約ニ基キ設定セル特別準備ハ五十年後ニ於テ精算シ一切ノ損失ヲ控除シタル上其殘額ヲ會社ト政府トニテ折半ス

佛國戰害復舊金融會社ノ創立ト其起債ノ認可
(一九一九年十一月廿三日ノレフォルムエコノミツク誌)

創立總會 佛國戰害復舊金融會社ノ創立總會ハ前週金曜日ニ開會サレタリ
會計検査院名譽院長 「シャール、ローラン氏」議長トナリ里昂銀行副頭取
「フアーブル、リユース」巴里和蘭銀行代表員ピレウキルノ兩氏ハ議長ヲ

輔佐シ會社創立ニ關スル諸方式ヲ完了シ、且ツ理事及監査役ヲ選任シリ
(理事監査役ノ氏名ハ略ス)

債券發行認可 金融會社ノ營業ニ關スル債券發行ノ方法ヲ定メタル大藏大臣ノ指令官報ヲ以テ發布セラレタリ

發行高 四十億法 五百法ノ債券八百萬通
利率 年五分 現在及未來ノ諸稅ヲ免除ス

發行價格 四百九十五法

償還 每四半期抽籤ニ依リ七十五ヶ年内ニ六百法ニテ償還ス尤モ廿年以後ハ期限前ニ償還スルコトアルベシ

利子支拂期 每年一月及七月ノ各一日
富籤抽籤 每年數回富籤抽籤ヲ行フ每年富籤總額一千萬法

發行期 一九一九年十二月十二日ヨリ廿三日迄ノ答ナリ

戰害復舊助成金融會社ノ募債廣告
(一九一九年十二月十二日ノレコノミストエウロペアン誌)

國家ノ爲ニ盡サムコトヲ欲セラルルナラバ、又自家ノ所得ヲ増加セント欲セラルルナラバ、戰害復舊助成金融會社ノ發行スル債券ニ應募セラレヨ、同債券ハ現在、將來共ニ一切ノ稅金ヲ負ハザル年五分利付五百法券ニシテ發行價格ハ四百九十五法ナルガ六百法ニテ償還セラルベシ
自家ノ富ヲ増進セント欲セラルルナラバ當會社發行ノ債券ニ應募セラレヨ
同債券ニハ毎年左ノ如キ富籤ヲ附ス

- 一百萬法ノ富 四 個
- 五十萬法ノ富 四 個
- 十萬法ノ富 二十 個
- 五萬法ノ富 四十 個

此國家的ノ起債ニ應募スルハ確實ニ五分以上ノ利息ヲ得ラルルト共ニ老後ノ計ヲ成スモノナリ、諸稅金ノ加重ヲ防止スルモノナリ。之ニ應募セザルハ重大ナル過失タルベシ
當會社ハ一頃ノ田野ト雖耕サザルナク一個ノ機械ト雖休止スルモノナカラ

シメン事ニ努力スベキガ故ニ諸彦モ亦銀行紙幣ヲ裏裡ニ死藏セザラシメン
 コトヲ要ス
 手許ニ餘裕金ヲ抱キテ此富籤附債券ニ應募セザルハ恰モ來ルベキ利益ヲ防
 ギ重メントスル者ニ同ジ
 本起債ノ大成效、非常ノ大成效ヲ舉ゲ外敵ニ我國民ノ財力ノ強健ナルヲ示
 ス爲ニ奮テ應募セラルベシ
 佛國貯蓄界ニ於ケル新手ノ一隊即チ本會社ガ第一回ヲ試ミタル這次ノ發行
 ハ一切ノ記録ヲ打破セザルベカラズ、事佛國ノ興廢如何ニ關スルモノナレ
 バナリ

レコノミスト、エウロペアン誌ノ報道ニ依レバ本募債ハ非常ナル好成
 績ヲ收メタリト云フ。

（一）大正十二年十一月十二日、レコノミスト、エウロペアン誌ノ報道ニ依
 レバ本募債ハ非常ナル好成績ヲ收メタリト云フ。

農地購入ニ依ル年支出ト小作料トノ比較表

正當購 入價格	自己出資 購入價格 ノ割	借入資 金額	土地購入 依ル農家 年支出	推定 小作料	石ニハ トシテ 公收超過	差引支出 超過額
八〇〇	一六〇	六四〇	九六〇	一五〇	五七〇	一四二〇
七五〇	一五〇	六〇〇	九〇〇	一五〇	五七〇	一〇二六〇
七〇〇	一四〇	五六〇	八四〇	一五〇	五七〇	六三〇九
六五〇	一三〇	五二〇	七八〇	一四〇	五三〇	五六五九
六〇〇	一二〇	四八〇	七二〇	一四〇	五三〇	一七〇八
五五〇	一一〇	四四〇	六六〇	一三〇	四九〇	一〇五七
五〇〇	一〇〇	四〇〇	六〇〇	一三〇	四九〇	二八九三
四五〇	九〇	三六〇	五四〇	一二〇	四五六〇	三五四三
四〇〇	八〇	三二〇	四八〇	一一〇	四一八〇	三六九五
三五〇	七〇	二八〇	四二〇	一〇〇	三八〇〇	四三四五

備考 年賦償還金八年三分十五ケ年賦トシテ算出セルモノトス

五當銀	入銀	金銀	工銀	公銀	信	小計	大計
八〇〇	一六〇	六四〇	五三六二	六六〇	八〇〇	一五〇〇	一四〇〇
一五〇	一五〇	六〇〇	五二六〇	六二〇	七二〇	一五〇〇	一四〇〇
一〇〇	一〇〇	五〇〇	四一六〇	五〇〇	六〇〇	一四〇〇	一三〇〇
六五〇	一三〇	四二〇	三六六〇	四〇〇	五〇〇	一三〇〇	一二〇〇
一五〇	一〇〇	三〇〇	二六六〇	三〇〇	四〇〇	一二〇〇	一一〇〇
一〇〇	一〇〇	二〇〇	一六六〇	二〇〇	三〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
六五〇	一三〇	四二〇	三六六〇	四〇〇	五〇〇	一三〇〇	一二〇〇
一五〇	一〇〇	三〇〇	二六六〇	三〇〇	四〇〇	一二〇〇	一一〇〇
一〇〇	一〇〇	二〇〇	一六六〇	二〇〇	三〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
六五〇	一三〇	四二〇	三六六〇	四〇〇	五〇〇	一三〇〇	一二〇〇
一五〇	一〇〇	三〇〇	二六六〇	三〇〇	四〇〇	一二〇〇	一一〇〇
一〇〇	一〇〇	二〇〇	一六六〇	二〇〇	三〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

農入銀入二六〇半支出七千計帳一五種本

利率	要入價格	300 ^円	350 ^円	400 ^円	450 ^円	500 ^円	600 ^円
二分		15.39	17.93	20.49	23.05	25.61	30.73
三分		17.23	20.10	22.97	25.84	28.71	34.46
四分		19.20	22.40	25.60	28.81	32.01	38.41
五分		21.29	24.83	28.38	31.93	35.48	42.57
六分		23.47	27.38	31.29	35.20	39.11	46.94

2014-10-26 10:21

時間	學校名		英	佛	獨
	割	名			
朝	床	起	Eveys School	Eyee Janson de Sailly	Die Ritter = Akademi
	洗面	着服		6	7.10
	朝食	第一餐	7.45	6.30	7.30
	業	第二餐	8--	7.30	8-1.25
	畫	畫	10.	8-12	10
	休	休	1-1.30	10-10.30	1.30-2
	態	習業	1.30-3.45	12-12.30	
		茶業	戶外遊玩 手	12.30-1.30 茶會	
		喫	↓	1.30-2	3.15-4
		自	3.45	2-4	4 (4.72-)
晝	自	自	4.45-6.15	↓	↓
	喫	休		4-5 會	
	休	自		5-7.30	4.30-6.50
	夕	夕	6.20-7	8	7
	休	自			7.20-8.30
夜	習	習	7-8.30		8.30-9.55
	茶	茶	9 (牛奶 計)		
	就	就	9.15	8.30	10
備考				上級生(一室)八 十時就寢	

Handwritten notes on the right margin, including the characters '獨' and '佛'.

第一

地租ノ現状ニ関スル調査

日本勧業銀行調査課

鉄道

帝國

朝鮮總督府

製

地租ノ現状ニ関スル調査 (大正十年度豫算)

一 地租税額

地租別	國稅	府縣稅	市稅	町村稅	合計
田租	四五、四〇六、〇〇〇 <small>円</small>	五、七六二、〇〇〇 <small>円</small>	—	二〇、〇〇八、〇〇〇 <small>円</small>	二七、一七六、〇〇〇 <small>円</small>
畑租	一〇、〇四九、〇〇〇	一、四五六、〇〇〇	—	四、三九二、〇〇〇	二五、八九七、〇〇〇
宅地租	一六、七四四、〇〇〇	七、九〇三、〇〇〇	一、八四九、〇〇〇	—	二六、四九六、〇〇〇
雑地租	一、七八五、〇〇〇	二、〇三五、〇〇〇	—	—	三、八二〇、〇〇〇
計	七三、九八五、〇〇〇	七三、〇〇〇、〇〇〇	一、八四九、〇〇〇	二四、四〇〇、〇〇〇	一七三、三八九、〇〇〇

備考 府縣稅地租割ノ各内譯ハ内務省調査ニヨリ田畑雑地租ハ本稅ノ一一四% 宅地租ハ全四七%トシテ計算セリ。
市稅中ニハ田畑租幾分ヲ含ミ又町村稅中ニモ宅地

鐵道

帝國

朝鮮總督府

製

鐵道

帝國鐵

朝鮮總督府

製鐵

九、及當法定地價對賣買價格及小作料對照

備考 ×印ハ五反未満ノ耕地所有者ニ、三九七、〇〇〇戸、五反以上一町未満ノ所有者一、八一、〇〇〇戸、八平均五反ノ耕地ヲ所有スルモノトシテ、一町以上ノ所有者一、二八三、〇〇〇戸ニ、就キテハ何レモ其ノ所有地ノ一町步ニ對シ課稅ヲ免除スルモノトシテ免稅反別ヲ推算セリ。

	現在總稅額(田租)	國稅	府縣稅	町村稅	總計
×一町步以内所有耕地	三五、七二〇、〇〇〇 _及	六三、二一八、〇〇〇 _及	三〇、七二〇、〇〇〇 _及	二四、四〇〇、〇〇〇 _及	一四三、〇七三、〇〇〇 _及
其及當地租額(田租)	一、〇二五		一、一七〇	四、五〇	二、六四五
全上地租總額	三一、四八八、〇〇〇 _及	三五、九四二、〇〇〇 _及	一三、八二四、〇〇〇 _及	八一、二五四、〇〇〇 _及	
差引地租殘高	二二、九六七、〇〇〇	二七、二七六、〇〇〇	一〇、五七六、〇〇〇	六一、八一九、〇〇〇	

八、一町步以内ノ所有耕地(田租)ニ付課稅ヲ免除スル場合ノ減收額概算

町村歲入額	町村諸稅	地租附加稅	町村歲入、地租附加稅、製鐵	町村諸稅、地租附加稅、製鐵
三二二、四三〇、〇〇〇 _及	二一九、〇一三、〇〇〇	田、二〇、〇〇八、〇〇〇	六、二一〇	九、三三五
		畑、四、三九六、〇〇〇	一、三六二	二、〇四五
		計、二四、四〇〇、〇〇〇	七、五七二	一一、一八一

(c) 町村歲入、町村諸稅ト地租附加稅トノ比較

總計	雜地	宅地
七三、一五六、〇〇〇	二〇、三五〇、〇〇〇	七、九〇三、〇〇〇 _及
二四、九四一	〇、六九四	二、六九四
三七、二六八	一、〇三六	四、二〇六

鐵道

帝國鐵道

朝鮮總督府

鐵道製造

神奈川	茨城	熊本	群馬	富山	愛媛	高知	福岡	静岡	廣島	埼玉	福井	京都	徳島
四四	四四	四四	四三	四三	四三	四三	四三	四二	四二	四二	四一	四一	四一
四八六	四五五	五二九	四七五	四七四	五二二	五二一	四四五	四九四	五七一	三二二	六二九	四九〇	四五二
一〇	一四九	一六〇	一〇	一〇	一一	一一	一〇	一〇	一三六	七	一五三	一	一
二九	二四	二二	三〇	三一	二〇	二一	三六	二六	一一	四六	二二	二二	三二
一一〇	一〇七	一一一	一一〇	一一〇	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一

府縣別	大塚	奈良	佐賀	滋賀	兵庫	三重	山梨	香川	和歌山	岡山
普通 法定地價	五五	五三	五二	四九	四六	四六	四六	四六	四五	四五
△上 賣買價格	七〇五	六二二	四四〇	四五六	五九一	四三九	四七九	五四一	五四八	五五九
比 率	一二八	一一七	八四	九三	一一八	九五	一〇四	一一七	一二二	一六四
比率 順位	一四	二四	二五	四二	一五	三九	三五	二五	一九	一八
反當 小作料	一四〇	一四三	一三七	一三四	一三三	一〇四	一三〇	一二一	一一九	一二五

法定地價ノ高低ガ小作料又ハ賣買價格ノ高低ト一致セザル
ガ爲メ法定地價ヲ標準トシテ課セラルル地租ノ負擔ハ地方
ニヨリ甚シキ不公平ヲ生ズルニ至レルハ次表ニヨリ明ナリ

鐵道

帝國鐵道

朝鮮總督府

製鐵

備考

本表ハ大正八年四月本行ノ調査セルモノニシテ賣買價格ハ現在ニ比シ頗ル低廉ナリ。

福島	新潟	山形	青森	秋田	岩手	宮城	沖繩	平均
三二	三二	三一	二八	二六	二五	二三	二一	四〇
三二〇	三〇〇	四六八	三一二	三七一	三三四	三一四	三〇七	四六九
一〇〇	九四	一五一	一一一	一四二	一三四	一三七	一四六	一一七
三八	四一	三	二八	七	一三	一	五	一
九一	九五	一〇七	九〇	九六	九四	八六	五六	一一二

大分	東京	岐阜	長野	石川	長崎	栃木	茨城	千葉	島根	鳥取	鹿児島	宮崎	山口
四一	四〇	四〇	三八	三八	三八	三七	三七	三七	三七	三七	三五	三四	三三
三八四	四三二	六二八	五一二	五四一	四四五	三九七	三七四	三三五	四七六	五一二	四四三	二八九	四八〇
九四	一〇八	一五七	一四一	一四二	一七四	一〇七	九一	二八	二八	三六	二六	八五	一四五
四〇	三三	一	九	八	二七	三	四	三	一	一	一	四	六
一〇二六	一〇二	一〇四	一〇三	一〇一	一〇二	一〇五	九六	九三	一二一	一一六	一一一	九九	一〇八

地租ノ現状摘要

- (一) 現在地租額ハ左ノ如シ (大正十年度)
- | | |
|------|--------------|
| 國稅 | 七三、九八五、〇〇〇 円 |
| 府縣稅 | 七三、〇〇〇、〇〇〇 |
| 市町村稅 | 二六、二四九、〇〇〇 |
| 計 | 一七三、三八九、〇〇〇 |
- (二) 地租ノ内田畑租ノ地方附加稅ハ宅地租、營業稅、所得稅ニ比シ最モ重ク且ツ地租ニハ免稅点モ十シ。
- (三) 地租及其附加稅ノ田一反當リ負擔額ハ四圓、畑一反當リハ一圓一錢五厘ナリ。
- (四) 地租及其附加稅ノ米一石當リ負擔額ハ自作農計算ニ於テハ約二圓地主計算ニ於テハ約三圓五十錢ナリ。
- (五) 普通自作農 (田一反當五反所有) 一戸當リ地租及其附加稅負擔額ハ四十五圓ナリ。

- (六) 田租ト宅地租ヲ比較スレバ法定地價百圓ニ對シ田租ハ十一圓六十錢、宅地租ハ三圓九十五錢ナリ (法定地價ノ賣買價格ニ對スル割合ハ耕地モ宅地モ共ニ約一割見當ナリ)
- (七) 國稅地租ハ全國庫收入ノ四分七厘ニ當ル、府縣稅地租ハ全府縣收入ニ對シニ割四分ニ當ル、町村稅地租ハ全町村收入ニ對シ七分ニ當ル。
- (八) 一町歩以内ノ所有耕地ヲ免稅スレバ地租收入ハ約六割ヲ減少ス。
- (九) 法定地價ハ現今ノ小作料ノ多少及賣買時價ト一致セズ不公平トナレリ。

鐵道

帝國鐵道

朝鮮總督府

鐵道局製

鐵 道			124,000	
			36,505	
			1,531,286	
	一般會計		20,000,000	2系
			20,000,000	
	國債整理基金		12,670	3系
		10,805		
		計	72,755,880	
帝國官費局	國債整理基金	繰替貸	1,198,370	國債整理基金特別會計に於て
	預金部	長期貸	2,640,871	明治四十四年三月法律185
朝鮮 總 督 府			311,012	
			5,000,000	
			5,500,000	
	一般會計		5,000,000	
	一般會計		3,000,000	
		2,500,000		
		3,134,327		
		3,000,000		
		2,500,000		
		2,500,000		
		計	2,585,000	
專賣局 製鐵所	一般會計	繰替貸	37,671,121	明治三十八年二月法律17
			4,000,000	
			5,000,000	

麻布區谷町七六
存林博行印刷

國庫部内各種貸金現在高

借入會計	貸出會計	貸出種別	金額	基礎法規	貸出始期	利率	期限	目的	發生先	金額
一般會計	教育基金	繰替貸	540,000	明治三十年法律 9/12号	明治三十九年一月	未定	無期	臨時事件費支弁 大正三年臨時事件費支弁 借回国事件費支弁 治水費資金(充用)為	橫濱興信銀行 台灣銀行 興業銀行 朝鮮銀行 米穀當協同部會計 樺太社會計 計	16,000,000 5,000,000 10,000,000 5,000,000 3226,000 1472,000 162,732,000
	預金部	長期貸	10,000,000	三十七年三月 1号	三十八年七月					
			3,000,000	大正五年二月 4号	大正五年三月	五分五厘	十五年			
			1,000,000		六年三月					
			22,000,000		八年一月		十五年			
			22,000,000		九年十月					
			3,500,000		六年三月	未定	無期			
			22,000,000	明治四十二年三月 1号	明治四十五年四月	無利息				
			2,000,000	四十四年三月 14号	三月	五分五厘	十五年			
			12,000,000		大正二年三月		十五年			
		4,150,000		三年三月						
		3,600,000		四年三月						
	計		86,700,777							
臨時事件費	預金部	長期貸	10,000,000	大正五年二月 4号	大正八年一月	五分五厘	十五年	臨時事件費支弁 鐵道建設改良費 鐵道借入金償還 鐵道建設改良費 公債償還		
	預金部		10,000,000	帝國鐵道會計法 2条	明治四十四年三月	五分	十五年			
			14,879,101		大正八年三月		十五年			
			5,000,000		十年三月	五分五厘				
			6,361,512	3条	九年三月					
			124,000		四年十一月		十五年			
			36,505		五年三月					
			15,312,266		十一月					
	一般會計		20,000,000	2条	三月					
	國債整理基金		20,000,000		六年三月					
		12,670	3条	十年六月	五分	二十年				
		10,805		十一年六月						
	計		72,755,880							
帝國子家各地	國債整理基金	繰替貸	1,198,370	國債整理基金特別會計法 2条	明治三十四年十二月	無利息	無期	專管居留地會計收入不足(充用)為 朝鮮事業費支弁 朝鮮早害救済 朝鮮事業費支弁		
	預金部	長期貸	2640,871	明治四十四年三月法律 18号	大正十年三月	五分五厘	三年			
			311,012		十一月					
			5,000,000		九年十月					
			5,500,000		十年九月					
	一般會計		5,000,000							
			3,000,000		十年八月					
			2,500,000		十月					
			3,124,327		十一年三月					
			3,000,000		七月		十五年			
		2,500,000		九月						
		2,500,000		八年十一月		三年				
		2,500,000		九年三月						
	計		37,671,121							
專賣局 製鐵所	一般會計	繰替貸	4,000,000	明治三十八年二月法律 17号	大正十年六月	無利息		專賣局据置運轉資本補呈 製鐵所据置運轉資本補呈		
			5,000,000		大正十年六月八日					

大正十四年一月二十八日於銀行俱樂部本會總會

田川大吉郎氏講演

東京市の財政に就て

經濟政究會

東京市の財政に就て

(大正十四年一月二十日)

田川大吉郎氏講演要項

(一) 東京市復興事業の財政
東京市の復興事業は左の如く

(イ) 政府施行事業 市政府負擔

(ロ) 市施行事業 市政府負擔

政府と市と二箇の事業主体が之に當り尚且その經費に於ては政府の事業中一部は市が負擔し又市の事業中一部は政府が補助をなすことになつて居り頗る煩雜を極めて居る。かかる如きは混乱を来たす基であつて誠に憂慮すべき次第である。

(二) 東京市財政計畫
東京市普通經濟の将来に就ての攻究の便宜上次の三つに分つ。

A. 普通の收支に止めたる場合の歳計、即ち歳入に在りては市税、税外収入、歳出に在りては經常費、普通臨時費、既定繼續費に止めたる場合の大正二十二年の歳計。
 B. 普通の收支に復興費(國庫補助ある事業費)及復舊費(國庫補助なき事業費)の收支を加へたる復興事業年度間の歳計。
 C. 復興事業年度後の分擔全市債償還計畫を含めたる歳計。
 ○ A. 普通の收支に止めたる場合の大正二十二年の歳計。

(一) 歳入
 歳入を分つて市税及税外収入とする。
 1. 市税
 大正二十二年に於ける市税による収入は次の如くである。

市税 豫算額 一七、四四〇、〇〇〇 円
 収入見込額(豫定の) 六、三六〇、〇〇〇
 収入見込額(増収の) 一、〇七〇、〇〇〇
 収入に於けるこの缺陷は復興計畫及既往市税増収の趨勢を察し大正大正十三年より大正十七年度迄に恢復し尚大正十八年度以降に於ては課税餘力八百三十萬餘円を増徴す外自然増収一割家を連増すものとするは自大正十二年度至大正二十二年度市税は六百三十六萬餘円より四百五十三萬餘円に増加することとなる。

口 税外収入
 大正十二年度 豫算額 三九、六六〇、〇〇〇 円
 収入見込額 三三、三四〇、〇〇〇
 収入見込額(増収の) 六、三三〇、〇〇〇
 この缺陷は市税と同様大正十七年度迄に恢復し大正十

(二) 歳出
 八年度以降は自然増収一割宛の進増ある見込である。
 歳出を分つて經常費、普通臨時費、既定繼續費とする。

1. 經常費
 經常費は過去の趨勢より察するに年々大体三四割以上の進増あるも復興事業年度間は五分、再後の年度間は一割の進増に止む。その結果大正十二年度以降の經常費は千九百九十九萬餘円乃至四千九百九十九萬餘円の見込である。

只普通臨時費
 大正十二年度實行豫算より推算して之を三百五十萬円と想定し復興事業年度は年々三分宛再後の年度は年々六分の進増に止める。

八 既定繼續費
 現在既定繼續費に在ては特に緊要なるもの、みを実施すること、し其他は之を打切らるものとす。

(三) 歳入出比較

年	歳入	歳出	歳入過不足△
十二年	一八、四六一、三二二	三六、三一四、八三一	△一八、九五三、五〇九
十三年	二〇、一七四、二四三	三〇、二四一、三二六	△一〇、〇六七、〇八三
十四年	二二、六五二、九一〇	三〇、三八三、九九三	△六、七三一、〇八三
十五年	二七、一二七、七一〇	三二、〇五九、二九三	△四、九三一、五八三
十六年	三〇、六〇九、八六三	三三、六九八、九四六	△二、〇八九、〇八三
十七年	三四、〇九六、八六四	三三、〇〇〇、八〇四	〇一、〇九六、〇六〇
十八年	四六、六八三、一六二	三五、五六九、四九四	〇一〇、一一三、六六八
十九年	五一、三五一、四七九	三八、五三〇、二三三	〇一二、八二一、二四六
二十年	五六、四八六、六二八	四一、八二五、五五六	〇一四、六六一、〇七二
二十一年	六二、一三五、二九二	四五、四四〇、〇二六	〇一六、六九五、二六六
二十二年	六八、三四八、八二三	四五、九〇五、〇三八	〇二二、四四三、七八五

かくの如く歳入と歳出とを比較するに大正十二年度より十六年度迄は歳入不足を来たし大正十七年度以降は剩餘を生ずる見込である。右不足金は起債又は政府の

補給により之が補充を要し剩餘金は復興事業費分擔納
付及市債償還の財源に充當するものとされて居る。
○B、普通の收支に復興費及復舊費の收支を加へたる復興事業年度間の歳計

(一) 歳入

歳入は市税、税外収入、國庫補助金、國庫補給^金及市債に分つ。
1、國庫補助金は四十七及四十九議會によつて一億一千六百三十七萬圓と決定した。
これを事業年度間に分割すれば各年度三百萬餘圓乃至三千百九十萬餘圓となる。
2、國庫補給金は總額四千三百十二萬圓にて之を事業年度間に分割すれば各年度二十五萬圓乃至千二百九十萬圓である。
八市債

歳入不足は全部市債により補填する計畫であつて市

(二) 歳出

歳出は經常費、普通臨時費、既定繼續費、復舊費、復興費及市債費に分つ。
經常費、普通臨時費及既定繼續費に就ては前述の次第である。
1、復舊費 (國庫補助なきもの)
總額 三千二百十萬餘圓
只復興費 (國庫補助あるもの)
總額 二億三千五百十四萬圓
毎年度五百五十四萬圓乃至五千九百八十萬圓宛分割
八市債費
歳入市債に對する年七分の利子にして毎年度二十五萬餘圓乃至千二百九十四萬餘圓と計上される。

○C. 復興事業年度後に於ける分擔金市債償還計畫を合
めたる歳計

復興事業年度間の歳計は前述の如く國庫補助金、國庫補給金及市債により收支を適合せしめたる七百五十八年度以降に於ては復興事業の市債一億九千二百五十五萬餘圓の償還及政府執行復興費分擔金一億三千二百一十一萬餘圓の納付をなさなくてはならぬのである。而して歳入に於ては大正十七年度迄は前に述べたる如く、隙を生ずるが十八年度乃至二十一年度の間は併し二の間に萬圓乃至一十六百六十萬圓の剩餘がある、併し二の間に於ては未だ分擔金の納付及市債償還を開始するに足らざるに大正二十一年度に至ては普通の收支剩餘金二千二百四十萬圓を算し同年度以降にも亦大体同額以上の剩餘金を生ずるが爲め復興事業費分擔金及市債は、大正二十一年度以降に於て納付又は償還を了し得らる。

見込である。
その毎年度の支出額は左の如くである。
一分擔金毎年度納付額 五〇〇八、二六九
二市債元利均等償還額 一六二、九一〇、八四五

(三) 復興事業の現状
復興事業進捗情態を財政上より見れば次の如くである。

震災善後費	八七、八〇六、〇〇〇 円
右九月末支出累計	五、六七九、〇〇〇
右十月末支出累計	七、一三二、〇〇〇
右十一月末支出累計	八、一八七、〇〇〇
右十二月末支出累計	九、二四二、〇〇〇
尚之を街路費に就て見	一、九三五、〇〇〇 円
右九月末支出累計	五、五六五、〇〇〇
右十月末支出累計	七、〇二〇、〇〇〇
右十一月末支出累計	八、〇七五、〇〇〇
右十二月末支出累計	九、一三〇、〇〇〇

復興事業
十

には多言を要しない。沿道の地價は之が為騰貴をなす
 の一部を分擔すべきではあるか。亦當然その經費
 次、米國に於ける例を見るに當てたる市債の償還は乘
 車債を以て之をなし、經營費に當るものは市税より償還
 する案を立てた、併しこの案は實行の運びには至らな
 かつたのである。一、地下鐵道の建設に四千三百萬弗を
 紐育市に於ては七年の後に沿道の騰貴を見たり、就
 費した、然して地價は八十五萬弗の騰貴を見た、か
 もその場に於ける建設費は一十三萬弗に過ぎない
 のである。これ等の現象からして、その後沿道の地主に
 建設費の一部を賦課すべきを唱へる者を生ずるに至つ
 た。トロイド市に於ては建設費は一哩當四百七十萬弗で

(四)

地下鐵道の建設によつて利益を得るは之を利用する者
 こと、思ふ。この資源を獨り乗車債に供ふことは大に研究を要する
 債に候ち資源は乗車債によることは大に研究を要する
 見、機運に達着して居る。この建設費二億四資金は市
 東京市の地下鐵道問題も漸く具体化し、近くその實現を
 地下鐵道の建設によつて利益を得るは之を利用する者
 機能はざる次第である。如く更に甚しく得るや、吾や甚危懼な
 へは復興事業も豫定の如く更に甚しく得るや、吾や甚危懼な
 ては復興事業も豫定の如く更に甚しく得るや、吾や甚危懼な
 経、過、る、に、不、拘、總、額、の、事、業、を、な、し、得、る、と、思、は、れ、な
 右の如く震災善後費に於ては、一箇年度の殆三分の二を
 差額に於ては、一箇年度の殆三分の二を
 右十月末支出累計 七〇八、〇〇〇、〇〇〇
 右十月末支出累計 八五五、〇〇〇、〇〇〇

(五)

あつてこの中設備費百五十萬弗は乗客に、軌道敷設費三百二十萬弗中二百四十萬弗は地主に、八十萬弗は全市民の負擔となして居る。以上の諸例を見ても東京市の市債償還の資源を獨り乗車債にのみ俟つは大に考慮すべき事であつてよろしく地主にも負擔せしむ可き事と思ふ。東京市の市債に就て東京市は現在迄に既に約二億三千萬圓の起債をして居る、これに復興事業による市負擔二億圓、政府への納付すべき一億三千萬圓、これに地下鐵道の二億圓を加ふれば七億餘圓となる。實に莫大なるものである。尙且この上とも増加すべき傾向を有して居る。制限のない事茲に最も憂慮すべきは東京市の起債額に制限のない事である。現在の米國に於ける普通の習慣として都市はその方法と目的の如何を問はず土地臺帳に表はれたる不動産評價格の一定率(紐育はその一割)以上に當る額の負

(六)

債はなし得ずとなつて居る。東京市はかかる制限を受けて居ない。果して然らば東京市の財政は堅實なる基礎の上に立脚し居るや否や又多言を要せざることである。租税に就て東京市の租税収入を見るに總額約二千百萬圓の中その殆ど全部即ち千八百萬圓は市内に於て賦課されたる國稅及府稅に課する九種の附加稅より得たるものである。殘額三百萬圓が不動産取得稅及特別消費稅等の特別稅より得たるものであつて土地は市の租稅收入の約十分の一、百萬圓を負擔するに過ぎない。この中有租地は僅一十三萬坪に於てこの中宮内省、東京市、其他免租團體所有である。此大東京の地價が平均坪當り約七十四萬圓であるから大

植	電	流	植	電	流
正	3	4	5	6	7
大計	(決)	3	4	5	6

地区	年	石	地	地	地
			地	地	地
北海道		1.3	36,422	13,008	
東北	青森縣	28	1.6	36,422	13,008
	岩手縣	25	2.0	44,544	17,818
	秋田縣	26	1.6	37,555	14,444
	山形縣	31	2.15	49,880	16,090
	宮城縣	28	1.8	41,147	17,890
関東	福島縣	32	1.59	32,318	10,099
	茨木縣	37	1.71	34,053	9,204
	栃木縣	37	1.77	40,513	10,949
	群馬縣	43	1.95	44,575	10,366
	埼玉縣	41	1.60	33,715	8,223
	千葉縣	37	1.59	30,755	8,312
	東京府	40	1.66	39,113	7,528
	神奈川県	44	1.76	32,997	7,499
北陸	新潟縣	32	1.80	37,494	11,717
	富山縣	43	2.01	47,202	10,977

(日本銀行調)

べ種須の免了今お
 きのく租租一假け
 で税地税地分り
 あを價總をのにあ
 る撤修收減收地
 。廢正入し入價
 し地額地はを
 地目位目約修
 租變の變一正
 を換收換午し
 以等入を萬て
 てとは行田十
 市断得へと倍
 税行うはなと
 收しる裕る
 入現、にのた
 の行の地でと
 主ので租あり
 以要煩あのをて
 財雑るみ、も
 上源極。に高こ
 にはてこれ
 な十現のに
 すニ在也よ

大正11年

道県	市町村	石数	米		石数	雑穀				雑穀	雑穀	雑穀
			1石	1石		1石	1石	1石	1石			
北海道		132	675	19.350								
東北	青森県	28	575	18.690								
	岩手県	25	565		35.39	58.04	1.260	1.877	8.706	9.775	36.422	13.008
	秋田県	26	438	19.520	33.60	67.00	1.125	1.676	10.050	9.605	44.544	17.818
	山形県	31	565		33.96	56.37	1.170	1.743	8.456	7.446	37.555	14.444
	宮城県	28	488	18.370	34.45	74.07	1.395	2.079	11.116	9.605	49.880	16.090
	福島県	32	665		33.44	61.20	1.035	1.542	9.180	8.296	41.147	17.890
関東	茨城県	37	625	22.420	33.67	53.64	1.440	2.146	8.031	9.605	32.318	10.099
	栃木県	37	475	19.660	33.59	57.44	1.665	2.481	8.616	10.625	34.053	9.204
	群馬県	43	500	18.870	34.66	62.04	1.665	2.481	9.306	8.975	40.513	10.949
	埼玉県	41	565		34.93	68.11	1.985	2.883	10.217	8.500	44.575	10.366
	千葉県	37	565		35.23	56.37	1.845	2.749	8.456	9.605	33.715	8.223
	東京府	40	840	19.840	32.90	52.36	1.665	2.481	7.854	9.605	30.755	8.312
北陸	神奈川県	44	675	20.580	32.65	64.20	1.800	2.682	8.120	11.475	39.113	7.528
	新潟県	32	388	18.480	33.02	58.120	1.880	2.950	8.718	11.475	32.997	7.499
	富山県	43	665	18.750	30.65	56.09	1.440	2.146	8.414	6.596	37.494	11.717
		201			36.07	72.50	1.935	2.883	10.875	9.605	47.202	10.977

(日本銀行調査局)

日本銀行

植	電	流	合
大	(決)	3	
正		3	
計		4	
年		5	
度		6	
		7	
		7	
		7	

へ獲獲の免了今わ
 きのく租租一般け
 て現地現地分
 あり債債主のにお
 る撤借放債放地
 廢正入し入債
 し地類地はを
 地目位目的請
 租賃の廢一正
 を換收換し
 は等入を算て
 一とは行四十
 市断得へと倍
 続行らはな
 收しる裕
 入現、にの
 の行の地下
 主のて租
 以要煩あの
 財難了み
 上源極。に
 なるて
 十
 す二

675 365

149

(日本銀行調査局)

東山区	石川県	38	2.10	688	19110	3610	7581	1.710	2548	11.372	11.696	48.484	12.759
	福井県	41	2.11	675		3616	7630	1.845	2.749	11.445	11.475	48.786	11.899
	長野県	38	2.13	550	18350	3484	7421	1.710	2548	11.132	9.350	49.470	13.018
	岐阜県	40	1.79	675		3732	6680	1.800	2682	10.020	11.475	40.828	10.206
	滋賀県	49	1.98	675		3649	7027	2.205	3.285	10.541	11.475	42.764	8.727
東海区	山梨県	46	2.32	675		3403	7095	2.070	3.084	11.843	11.050	50.903	11.066
	静岡県	42	1.46	650		3454	5043	1.890	2.816	7.565	11.050	27.109	6.455
	愛知県	44	1.74	650	19030	3667	7114	1.980	2.950	10.671	11.050	44.489	10.111
	三重県	46	1.74	675		3527	6137	2.070	3.084	9.206	11.475	35.535	7.725
近畿区	京都府	41	1.91	675	20050	3621	6916	1.845	2.749	10.374	11.475	42.717	10.419
	兵庫縣	46	2.01	663	20020	3783	7604	2.070	3.084	11.406	11.271	48.209	10.480
	大阪府	55	2.14	710	19170	3786	7995	2.475	3.688	11.993	13.090	48.704	8.855
	奈良縣	53	2.49	675		3669	9136	2.385	3.554	13.704	11.475	60.242	11.366
	和歌山縣	45	1.79	675		3621	6303	2.025	3.017	9.455	11.475	37.058	8.235
	鳥取縣	37	1.68	375	17980	3182	5246	1.665	2.481	8.019	6.375	34.920	9.438
中国	鳥取縣	37	1.70	675		3632	6004	1.665	2.481	9.006	6.375	40.513	10.949

植 電 流
計 大 (法) 3
度 正 3
7
7
7
7
7
7
7

7 獲領の完了今わ
きの(租税一覽)
7 獲領の完了今わ

べ種須の免了今お
 きのく租租一假け
 が招切招切入り

年度	地租	%	所得税	%	増徴税	%	酒税	%	関税	%	總歳
大正 3 (決)	74,926	10	37,157	5	28,594	4	75,782	13	44,229	6	734,648
" 4	73,602	14	37,567	5	21,455	3	84,649	12	32,166	5	708,616
" 5	73,294	9	51,284	6	22,834	3	89,839	11	35,919	4	813,309
" 6	73,479	7	94,649	9	26,395	2	106,938	10	45,187	4	1,084,958
" 7	73,527	5	122,817	8	34,375	2	120,635	8	68,938	5	1,479,116
" 8	73,954	4	193,148	11	44,075	2	137,627	8	81,136	5	1,808,633
(現) 9	73,945	4	190,344	10	62,092	3	163,894	8	69,372	3	2,000,525
(豫) 10	73,985	5	268,099	17	48,671	4	171,238	11	70,854	4	1,591,287
" 11	74,144	5	203,579	14	66,838	5	188,839	10	71,744	5	1,482,420

植 流 電 流
 合

200	23642	4	160344	10	85085	3	193844	2	99325	3	200000
1	23624	4	153148	11	44022	2	135954	2	21130	2	1808933
2	23250	2	152810	2	34322	5	150932	2	28838	2	1428110
3	23440	2	24942	2	26362	3	106338	10	42180	4	1084625
4	23224	2	24584	2	25224	3	26930	11	32216	4	213302
5	23905	14	28290	2	21422	3	24940	15	35199	2	208910
6	24559	10	35120	2	28224	4	22285	13	44553	9	234448

大正九年度西行稅

種別	一 等	二 等	三 等	進 散	國內 稅額	合計
電車	368	26454	594184	2300	3544804	4102224
電車	0	103908	47903002	30	30	4805460
合計	14181	53072	122406	2820	3544804	9102498

内 報

種別	一 等			二 等			三 等			合計	稅 計 額
	人員	稅 額	人員	稅 額	人員	稅 額	人員	稅 額			
電車	2209	119	782116	22087	53269607	5533903	54008962	54008962	54008962	4780250	
電車	934	243	104461	14467	53269607	49761	856785	856785	856785	4182254	
電車	33631	1682	405476	7766	2824687	4775444	38272403	38272403	38272403	4780250	
電車	47456	16499	278128	2692	867468	17548	867041	867041	867041	20210	
合計	84230	105403	1796240	100386	4579254	5509592	3554037	45987014	45987014	8182498	

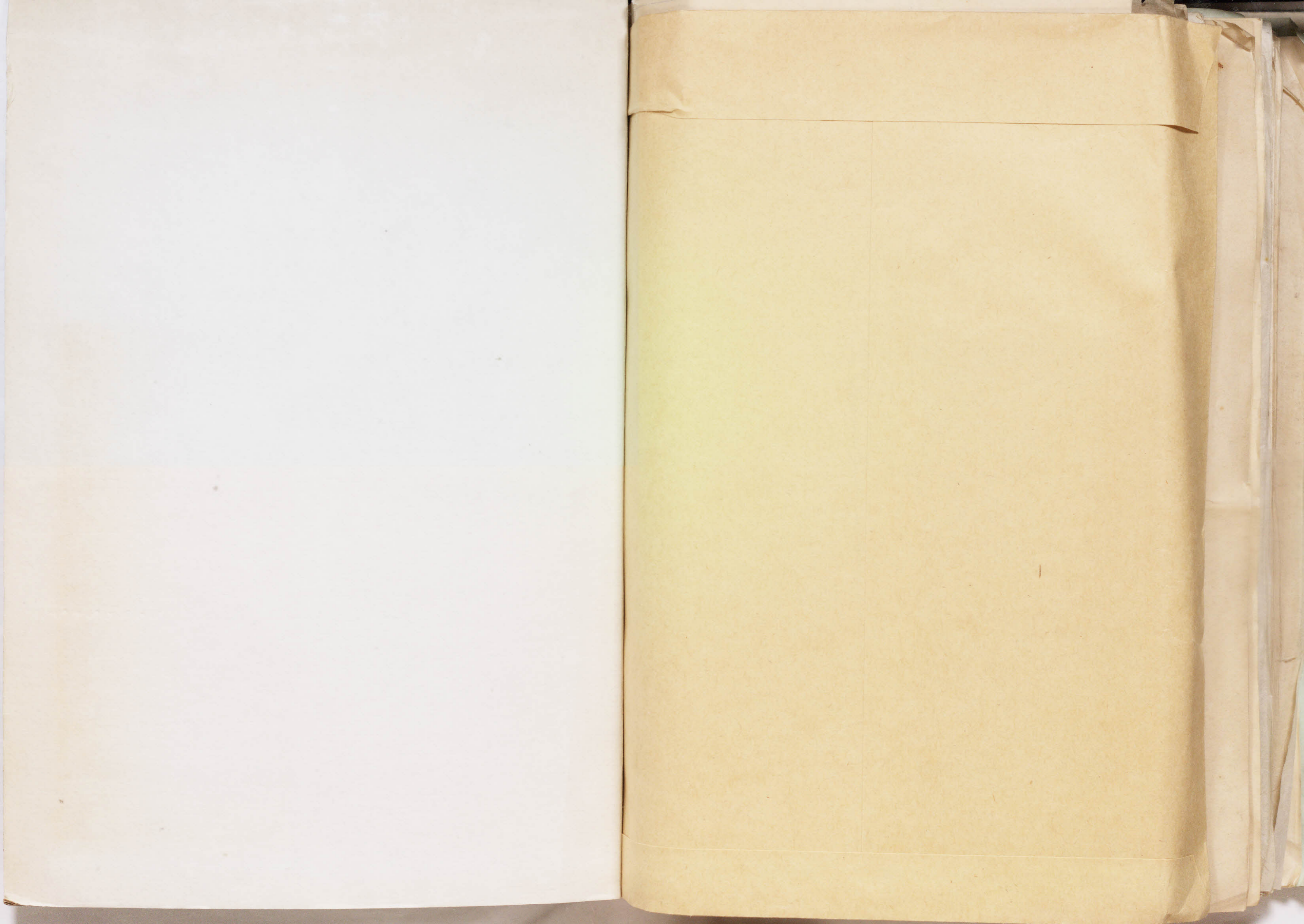
入 入

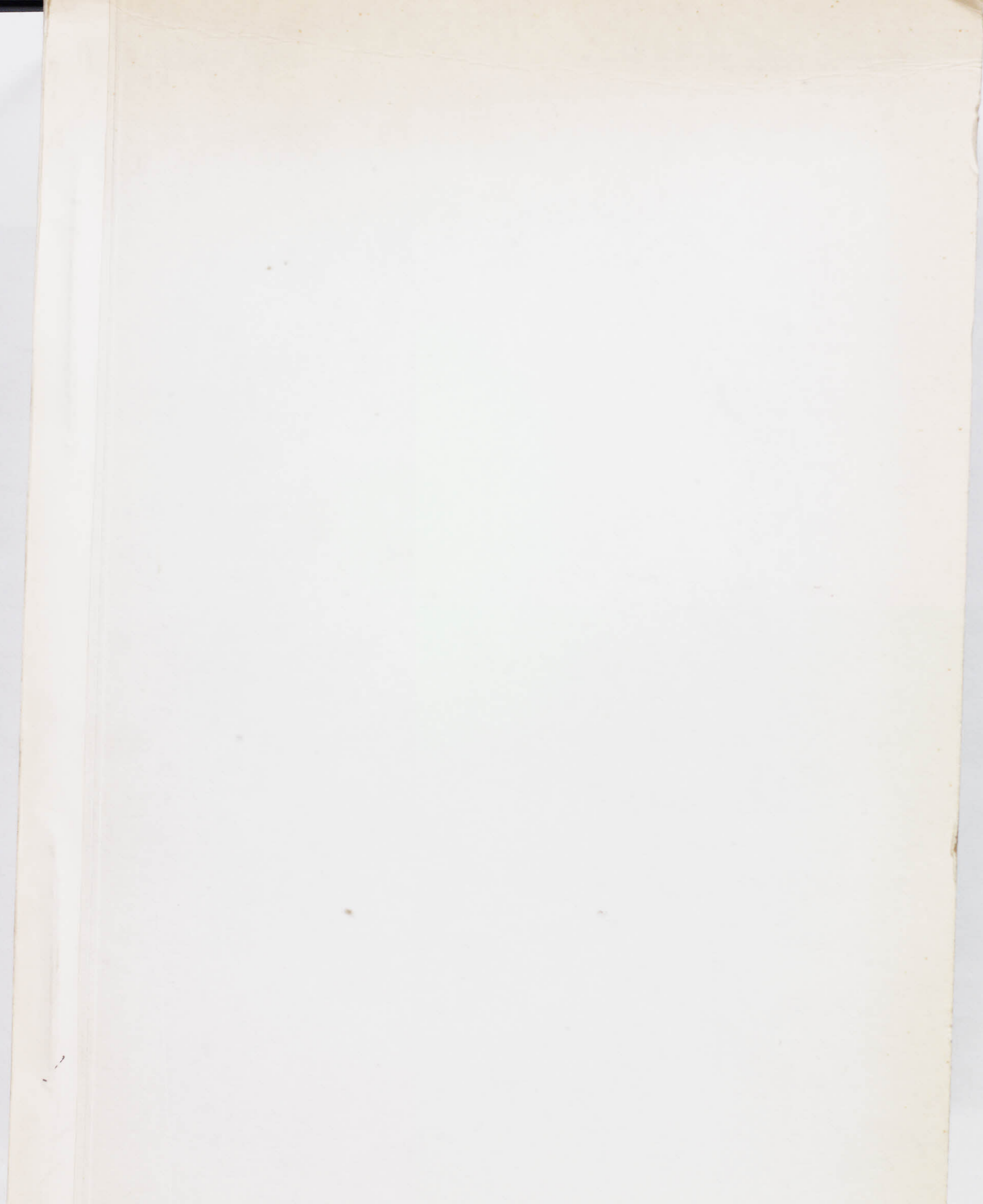
種別	一 等		二 等		三 等		合計
	人員	稅 額	人員	稅 額	人員	稅 額	
國稅大臣及前官待遇	27	26	296	11500	236000	14700000	
樞密顧問官	15	47	800	357	1272		
內閣府長官及各省長官	47	800	357	1272			
地方長官及警視總監	47	800	357	1272			
貴族院議員	47	800	357	1272			
其他	47	800	357	1272			
合計	1272	1272	1272	1272	1272	1272	

其他鐵道省官吏職員薪數不明

高等官五等以上 一等
 判任官五級以上 二等
 其他 三等
 勤続年数三年以上者、家族一人二年、四人以上者、家族三人、交付

新
園
切
拔





二十錢最低七圓平均十圓六十七錢七厘市況強調

信州丸子昂進 廿六日丸子糸織會社廿五日出巡
高四十六圓二角二分八厘平均十圓六十七錢七厘

信州望月高し 廿六日望月糸織會社廿五日出巡
高四十七圓一角二分八厘平均十圓六十七錢七厘

遠州濱松同調 廿七日午前十時十分濱松特置員發
電廿七日出巡高四十二圓二角二分八厘

美濃大垣浮動 廿七日大垣商會廿六日出巡
高四十五圓一角二分八厘平均十圓六十七錢七厘

越後湯町出盛 廿六日取引組合湯町市場發
廿五日取引組合湯町市場發廿五日取引組合湯町市場發

備後府中順調 廿七日備後府中順調廿六日取
引高八千八百圓取引組合湯町市場發

岩代眞綿氣強 岩代保合
廿五日市況は濱州糸織會社廿五日出巡

青梅織物小堅 青梅廿七
日市況は來客少なからずして安値待

小川生絹小堅 武州小川
町廿六日市況は産出高三千四百二十四

市中金利 銀行預金
日銀預金 銀行定期

日銀帳尻 日銀預金
銀行定期 銀行活期

外銀金利 銀行預金
日銀預金 銀行定期

手形交換高 銀行預金
日銀預金 銀行定期

銀塊相場 銀行預金
日銀預金 銀行定期

外國爲替 銀行預金
日銀預金 銀行定期

爲替相換算表 銀行預金
日銀預金 銀行定期

日銀帳尻 日銀預金
銀行定期 銀行活期

外銀金利 銀行預金
日銀預金 銀行定期

手形交換高 銀行預金
日銀預金 銀行定期

銀塊相場 銀行預金
日銀預金 銀行定期

外國爲替 銀行預金
日銀預金 銀行定期

爲替相換算表 銀行預金
日銀預金 銀行定期

日銀帳尻 日銀預金
銀行定期 銀行活期

外銀金利 銀行預金
日銀預金 銀行定期

手形交換高 銀行預金
日銀預金 銀行定期

銀塊相場 銀行預金
日銀預金 銀行定期

外國爲替 銀行預金
日銀預金 銀行定期

爲替相換算表 銀行預金
日銀預金 銀行定期

日銀帳尻 日銀預金
銀行定期 銀行活期

外銀金利 銀行預金
日銀預金 銀行定期

手形交換高 銀行預金
日銀預金 銀行定期

銀塊相場 銀行預金
日銀預金 銀行定期

外國爲替 銀行預金
日銀預金 銀行定期

爲替相換算表 銀行預金
日銀預金 銀行定期

日銀帳尻 日銀預金
銀行定期 銀行活期

外銀金利 銀行預金
日銀預金 銀行定期

手形交換高 銀行預金
日銀預金 銀行定期

銀塊相場 銀行預金
日銀預金 銀行定期

外國爲替 銀行預金
日銀預金 銀行定期

爲替相換算表 銀行預金
日銀預金 銀行定期

日銀帳尻 日銀預金
銀行定期 銀行活期

外銀金利 銀行預金
日銀預金 銀行定期

Table with multiple columns containing financial data, exchange rates, and interest rates. Includes sections for '銀行週報', '日銀帳尻', '外銀金利', '手形交換高', '銀塊相場', '外國爲替', and '爲替相換算表'.

洋織物は同調 實需總體閑散
漆器閑散保合 商内依然寥々

除乘減加 今年の暑さは格別烈し
つたので誰も水屋に

漆器閑散保合 商内依然寥々
漆器類は財界不況の反映で需要依

除乘減加 今年の暑さは格別烈し
つたので誰も水屋に

漆器閑散保合 商内依然寥々
漆器類は財界不況の反映で需要依

除乘減加 今年の暑さは格別烈し
つたので誰も水屋に

漆器閑散保合 商内依然寥々
漆器類は財界不況の反映で需要依

除乘減加 今年の暑さは格別烈し
つたので誰も水屋に

漆器閑散保合 商内依然寥々
漆器類は財界不況の反映で需要依

除乘減加 今年の暑さは格別烈し
つたので誰も水屋に

漆器閑散保合 商内依然寥々
漆器類は財界不況の反映で需要依

除乘減加 今年の暑さは格別烈し
つたので誰も水屋に

漆器閑散保合 商内依然寥々
漆器類は財界不況の反映で需要依

除乘減加 今年の暑さは格別烈し
つたので誰も水屋に

漆器閑散保合 商内依然寥々
漆器類は財界不況の反映で需要依

除乘減加 今年の暑さは格別烈し
つたので誰も水屋に

漆器閑散保合 商内依然寥々
漆器類は財界不況の反映で需要依

除乘減加 今年の暑さは格別烈し
つたので誰も水屋に

漆器閑散保合 商内依然寥々
漆器類は財界不況の反映で需要依

除乘減加 今年の暑さは格別烈し
つたので誰も水屋に

漆器閑散保合 商内依然寥々
漆器類は財界不況の反映で需要依

除乘減加 今年の暑さは格別烈し
つたので誰も水屋に

漆器閑散保合 商内依然寥々
漆器類は財界不況の反映で需要依

除乘減加 今年の暑さは格別烈し
つたので誰も水屋に

漆器閑散保合 商内依然寥々
漆器類は財界不況の反映で需要依

除乘減加 今年の暑さは格別烈し
つたので誰も水屋に

漆器閑散保合 商内依然寥々
漆器類は財界不況の反映で需要依

除乘減加 今年の暑さは格別烈し
つたので誰も水屋に

漆器閑散保合 商内依然寥々
漆器類は財界不況の反映で需要依

除乘減加 今年の暑さは格別烈し
つたので誰も水屋に

漆器閑散保合 商内依然寥々
漆器類は財界不況の反映で需要依

除乘減加 今年の暑さは格別烈し
つたので誰も水屋に

漆器閑散保合 商内依然寥々
漆器類は財界不況の反映で需要依

除乘減加 今年の暑さは格別烈し
つたので誰も水屋に

漆器閑散保合 商内依然寥々
漆器類は財界不況の反映で需要依

除乘減加 今年の暑さは格別烈し
つたので誰も水屋に

漆器閑散保合 商内依然寥々
漆器類は財界不況の反映で需要依

除乘減加 今年の暑さは格別烈し
つたので誰も水屋に

漆器閑散保合 商内依然寥々
漆器類は財界不況の反映で需要依

除乘減加 今年の暑さは格別烈し
つたので誰も水屋に

漆器閑散保合 商内依然寥々
漆器類は財界不況の反映で需要依

除乘減加 今年の暑さは格別烈し
つたので誰も水屋に

漆器閑散保合 商内依然寥々
漆器類は財界不況の反映で需要依